

平成30年1月より、下記の通り一部業務内容を変更いたします。

(お尋ねの多いご相談についても下記にご案内いたします。)

: 毎週月曜日(月曜日が祝日等の場合は火曜日)は車両持込みによる登録には対応しておりません。

: 郵送で書類を送っていただく場合、書類到着の翌営業日以降の手続きとなります。

: 車庫証明や登録の必要書類の手配に関して、申請者(お客様)のところに伺っての取得は行っておりません。

: 車両持込みによる登録の場合、必要書類は登録日2日前までにお送りください。

(当日の書類受渡しは対応しておりません。)

以上、ご案内いたします。